

<<<今号の目次>>>

1. 取組紹介

「幸福度調査からみたワーク・ライフ・バランス～荒川区民総幸福度に関する区民アンケート調査を例として～」

2. 最新情報

《お知らせ》 2件

《地方公共団体等の動き》 10件

---

■□■ 1. 取組紹介



「幸福度調査からみたワーク・ライフ・バランス～荒川区民総幸福度に関する区民アンケート調査を例として～」

---

公益財団法人荒川区自治総合研究所

東京都荒川区では、だれもが幸せを実感できるまちの実現を目指して、荒川区民総幸福度（グロス アラカワ ハッピーネス：GAH）の向上に関する取り組みを進めています。

このGAHを把握するため、平成25年度から「荒川区民総幸福度に関する区民アンケート調査」を毎年実施しています。この調査では、区民がどのようなことに幸福を実感しているか把握するための46の「幸福実感指標」を作成し、これらの指標の実感度を1から5までの5段階で尋ね、より良い区政運営へ反映しています。

ワーク・ライフ・バランスは、仕事と生活を両立させ、仕事と生活のどちらも充実した人生を送るという考え方であり、幸福にとって重要な要素であるといえます。

そのため、「区民アンケート調査」においても、幸福に影響を与えていると考えられる指標の一つとして「ワーク・ライフ・バランス」を位置付けています。直近の令和元年度の調査（令和元年10月～11月実施）では、この指標（質問文：「仕事と生活とのバランスが取れていると感じますか」）における、回答者全体の実感度の平均値は3.05でした。そして、「幸福実感」指標（質問文：「あなたは幸せだと感じますか」）との相関が強い指標として、45指標中7番目にこの「ワーク・ライフ・バランス」の指標が挙がっており、幸福の実感度の向上とワーク・ライフ・バランスの実感度の向上とは関連が比較的強いことが示されています。

では、どうすれば、ワーク・ライフ・バランスの実感度は向上するのでしょうか。就業時間とワーク・ライフ・バランスとの関係を見ると、就業時間が長いほど、「ワーク・ライフ・バランス」の実感度を4もしくは5と回答した人の割合が少なくなりました（就業時間が4時間未満では36.5%、4～5時間では36.9%、6～7時間では30.6%、8～9時間では31.9%、10～11時間では23.3%、12時間以上では11.4%）。また、「ワーク・ライフ・バランス」の指標と各指標の相関を分析すると、「仕事のやりがい」、「健康の実感」、「生活のゆとり」、「興味・関心事への取組」など、仕事や生活の質に関わる指標との相関が強い傾向にあることが分かりました。ワーク・ライフ・バランスをより実感するためには、仕事と生活の間の時間配分だけでなく、それぞれの質の向上がカギになります。

既に企業や自治体などでは、ワーク・ライフ・バランスを推進するさまざまな取り組みが行われています。一方で、強制的に労働時間を削減し、後で皺寄せが来るといった例や、残業で仕事の成果を上げてきた上司と、仕事と私生活との両立を目指す部下との価値観の違いから運用が上手くいかないといった例が指摘されています。ワーク・ライフ・バランスの推進には、仕事と生活の質はどうすれば良くなるのかを考えることが重要であり、本調査の結果が企業や自治体などの今後の取り組みの一助となれば幸いです。

※荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査の結果については、下記のアドレスを御参照ください。（相関の結果については、令和元年度の区民アンケート調査の結果を基に算出しています）

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a001/kouhou/kouchou/gahanke-to.html>

---

## ■□■ 2. 最新情報



---

《お知らせ》

### 【厚生労働省】

#### ●はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰

～ひとり親家庭の就業支援に積極的に取り組む企業・団体を募集しています～

厚生労働省では、ひとり親家庭に対する自立支援の一環として、就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体を表彰する「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています。

母子家庭の母、父子家庭の父は、子育てと就業の両立が難しいなどの理由から、就業が困難な状況にあります。

この表彰は、雇用する企業側に働きかけることで、母子家庭の母、父子家庭の父が働きやすい環境整備などの取組を促進するとともに、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的とするものです。

【募集対象】ひとり親家庭の親の就業支援に取り組んでいる企業・団体

- (1) 就業促進について理解がある
- (2) 継続的に就業可能であるなど職場環境が良好である
- (3) 相当数雇用している など

【募集期間】 令和3年1月29日（金）まで

【企業表彰・団体の発表】 令和3年3月（予定）

【実施要領や表彰基準など詳しくはこちら】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15037.html)

●新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の申請はお済みですか？  
→新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、特別な有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となりますので、積極的に御活用ください。

（支給額）

特別な有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(※)

※日額上限：15,000円（令和2年3月31日までの休暇分については8,330円）

（支給対象期間及び申請期限）

対象となる休暇取得の期限は令和3年3月末までに延長したところですが、休暇取得の時期によって申請期限が異なるため御注意ください。

○令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分

⇒令和2年10月1日から令和3年3月31日まで申請受付

○令和3年1月1日から同年3月31日までの休暇取得分

⇒令和3年1月1日から同年6月30日まで申請受付

なお、令和2年2月27日から同年9月30日までの休暇取得分について、申請期限は12月28日で終了しています。

※ ただし、労働者からの労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合等、やむを得ない理由があると認められる場合は申請期限を徒過して申請することも可能です。

年次有給休暇や欠勤で処理していたとしても、事後的に特別の有給休暇に振り替えた場合は対象になりますので、申請を御検討ください！（事後的に特別休暇に振り替えることについて、労働者本人の同意が必要です。）

（助成金制度の概要や申請様式、申請方法などはこちら）

厚生労働省ホームページ

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設しました

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pagel07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07_00002.html)

(制度や申請書類の記載に関するお問い合わせ先)

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120 (60) 3999 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日含む)

(小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口の御案内)

「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を都道府県労働局に開設し、事業主の方に対して、当助成金の活用の促進や申請のサポートを行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000706917.pdf>

## 《地方公共団体の動き》

### 【埼玉県】

#### 第5回働き方改革セミナー (web 開催)

→企業存続のため必須である法令厳守を目的に、「働き方改革関連法」におけるポイントを解説するとともに、制度整備にとどまらず、従業員の幸せと企業の発展につながる具体的な手法、取組事例を紹介します。特に中小企業の施行が身近に迫った「同一労働・同一賃金」の実行や、新型コロナウイルス感染症の拡大により注目されているテレワークについて解説し、女性や高齢者等の多様な人材の活用による人材確保、企業の発展を目指します。

※第1~4回働き方改革セミナーと同じ内容です。

- ・対象：県内企業の経営者・管理職・人事担当者 等
- ・日時：2021年1月20日(水) 14:00~16:30
- ・定員：150名
- ・場所：オンライン開催 (Zoom)

※セミナーを上映するサテライト会場 (大宮ソニックシティ ビル棟4階市民ホール) を設けます。サテライト会場での開催は新型コロナウイルス感染症の影響により変更、中止となる場合があります。

・申込方法：「働き方改革セミナー等開催事業」申込ページよりお申込み下さい。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/seminar/pref/210120.html>

### 【埼玉県】川越市

「多様な働き方実践企業」川越市内企業一覧

→埼玉県では、仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践している企業等を認定し、働きやすい会社として、ホームページ等で広く紹介しています。ここでは川越市内の「多様な働き方実践企業」を掲載します。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/jigyoshamuke/chushokigyonushi/kigyoichiran.htm>

### 【東京都】

介護と仕事の両立セミナー～介護離職を防ぐために企業が出来ることとは～（令和 2 年度多様な働き方セミナー）

→急速な高齢化の進行により、要介護者が増加しています。今後、団塊世代が後期高齢者となることから、この傾向は続くと思われています。介護をする人は、とりわけ働き盛り世代で、企業の中核を担っていることも少なくありません。また、共働き世帯が年々増加しているため、今後は、働きながら介護を担う人が増えると予想されています。このような中、企業では、介護と仕事の両立支援体制を整え、社員の介護離職を防ぐことが重要となります。本セミナーでは、介護を取り巻く現状や支援制度について解説した上で、具体的に企業でどのようなサポート体制を構築していくべきか、好事例を踏まえて考えていきます。

(1)開催日時：2021年1月18日（月）14:30～16:30

テーマ：介護の現状・支援制度を知る

(2)開催日時：2021年1月25日（月）14:30～16:30

テーマ：企業による両立支援について考える

- ・講師：独立行政法人労働政策研究・研修機構 主任研究員 池田心豪氏
- ・会場：東京都八王子労政会館（京王八王子）2階 第1会議室
- ・受講料：無料
- ・対象：使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方
- ・定員：30名（※定員に達した時点で受付終了）
- ・申込方法：電話、FAX、インターネットよりお申し込みいただけます。

[https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/detail?kanri\\_bango=seminar-zchuo-001061](https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/detail?kanri_bango=seminar-zchuo-001061)

### 【福井県】鯖江市

令和 2 年度『鯖江市ワーク・ライフ・バランス賞』決定！！

→鯖江市では、やりがいを感じながら働き、育児や介護、趣味や地域活動などプライベートも充実して、バランスのとれた生活を実践している個人や、それを推進する職場環境づくりに取り組む企業・団体を表彰しています。今年度は、個人 2 名、企業・団体 2 社の受賞が決定しました。

[https://www.city.sabae.fukui.jp/about\\_city/shiminkyodo/worklife/2020WLB.html](https://www.city.sabae.fukui.jp/about_city/shiminkyodo/worklife/2020WLB.html)

### 【愛知県】

～あいち働き方改革推進キャラバン～働き方改革サポートセミナーについて

→あいち働き方改革サポートセミナーの参加者を募集します！会場参加のほか、Web (Zoom)での参加も可能です。

- ・日時：2021年1月15日（金）14:00～17:00
- ・場所：豊橋市民センター多目的ホール
- ・（第1部）講演：「採用、定着、人材育成と働き方改革」藤田廣志氏（東海ライフキャリア

代表／豊田市働き方改革アドバイザー、産業カウンセラー)

(第2部) 事例発表及びパネルディスカッション

(第3部) 事例発表企業との質疑応答・意見交換会(会場参加者のみ)

- ・定員：会場参加 20 名、Web 参加 70 名
- ・申込期限：1 月 13 日(水)
- ・申込方法：申込ホームページより

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/hatarakikatatakaikaku-saposemishuugougata-naiyou.html>

### 【三重県】

令和2年度「みえの働き方改革推進企業」として57社を登録しました

→三重県では、働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいる企業を「みえの働き方改革推進企業」として登録しています。この度、令和2年11月1日付けで、県の定める登録基準を満たした企業(法人)57社を令和2年度「みえの働き方改革推進企業」として登録しました。

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030700389.htm>

### 【大阪府】

OSAKA 女性活躍推進 ドーン de キラリ 2days

→府では産学官で構成する「OSAKA 女性活躍推進会議」を設置し、オール大阪で女性の活躍推進に向けた機運醸成に努めており、その一環として「OSAKA 女性活躍推進 ドーン de キラリ 2days」を開催します。女性活躍推進セミナー(ジャーナリスト・治部れんげ氏による基調講演ほか)や放送作家・野々村友紀子氏によるトークショーをはじめ、各種セミナー、合同企業説明会、働く女性・働きたい女性のための相談会などの様々な催しを行います。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、イベントの中止、延期、変更の可能性あります。最新情報はホームページをご覧ください。

- ・日時：2021年1月22日(金)、23日(土)
- ・場所：ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)ほか
- ・申込方法：イベントにより異なりますので下記URLから御覧ください

<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/osaka-jyokatsu-kaigi/fes.html>

### 【広島県】広島市

中小企業向け「女性の活躍推進のための行動計画策定支援セミナー」の参加者募集について  
→女性活躍推進法の改正により、令和4年4月1日から、同法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等が、常時雇用する労働者が101人以上~300人以下の事業主にも義務付けられます。これらの事業主におかれましては、女性活躍の重要性を理解し、より推進していくことが求められています。このため広島市では、行動計画の策定を支援する実務的な内容の中小企業向け「女性の活躍推進のための行動計画策定支援セミナー」を開催します。

- ・対象：広島市内に本社を有する従業員数300人以下の企業の経営者・人事総務御担当者
- ・日程：第1回：2021年1月20日(水) 13:30~15:30

## 第2回 2021年2月10日(水) 13:30~15:30

※Zoomを使用しオンラインで開催。両日同じ内容のため、いずれかに御参加ください。

- ・内容：女性活躍推進の概要、方向性・必要性／行動計画策定のメリット、ポイント・手順等／自社の課題分析、目標設定の方法／他社の取組事例／質疑応答
- ・講師：竹原 誠氏（特定社会保険労務士、行政書士）
- ・参加費：無料
- ・申込方法：メールにてお申込み下さい。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/53/40395.html>

### 【徳島県】

(オンライン講座) ずっとここで働きたい!! 職場づくりセミナーの開催について  
→徳島県では、子育てをしやすい職場環境づくりを目指す企業・団体に対して、実際に子育て支援制度を整備している企業・団体の担当者や、働き方改革等を専門とした講師によるオンライン講座を開催します。ついては受講を希望する企業・団体等を以下のとおり募集します。(参加費無料)

#### 第1回

- ・日時：2021年1月21日(木) 14:00~15:30
- ・テーマ：男性の育児休業は誰のため? 何のため? ~改めて考える男性育休の職場効果~
- ・講師：NPO 法人ファザーリング・ジャパン ファウンダー／代表理事 安藤哲也氏

#### 第2回

- ・日時：2021年2月4日(木) 14:00~16:00
- ・テーマ：育休後コンサルタントによる仕事と育児の両立を支援する職場づくり、ケーススタディ・グループディスカッション
- ・講師：育休後コンサルタント 山口理栄氏

#### 第3回

- ・日時：2021年2月17日(水) 14:00~16:00
- ・テーマ：2企業より事例発表・社労士より育休等働きやすい職場環境の制度について、グループディスカッション
- ・講師：喜多機械産業株式会社(令和元年度とくしま子育て大賞：子育てサポート大賞受賞) 常務取締役 喜多真一氏、株式会社 quattro (平成29年度とくしま子育て大賞：子育てサポート賞受賞)、四宮 俊生氏と子育てチーム、社会保険労務士 米澤和美氏、ファシリテーター 清瀬由香氏
- ・対象：経営者、管理職、管理職候補者、人事労務担当者など
- ・申込方法：FAX または web からお申込み下さい。

<https://www.tokushima-hagukumi.net/docs/7768.html>

### 【鹿児島県】

男性の育児・介護休業取得促進セミナー

→男性の育児・介護参画を含め、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現することができる職場づくりを促進するためのセミナーを開催します。

(1) 理論編：2021年1月26日（火）13:00～16:30

(2) 実践編：2021年2月16日（火）13:30～16:00

※両日御参加ください

- ・会場：サンプラザ天文館
- ・講義：渥美由喜氏（厚生労働省 政策評価に関する有識者会議委員）
- ・対象：鹿児島県内の企業等の管理職・人事労務担当者
- ・募集人数：50名程度
- ・費用：無料
- ・申込期限：1月18日（火）
- ・申込方法：ウェブ、電話、メール、ファックスによりお申込みください。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashikankyo/danjokyoudou/joseikatuyaku/r2danseiikukyuseminar.html>

---

#### 【編集後記】

「幸福度」という言葉が世の中に出て久しいですが、その捉え方は人それぞれであり、「見える化」することは難しいとされてきました。しかし、近年、様々な研究等が進められています。株式会社パーソル総合研究所「はたらく人の幸福学プロジェクト」において、はたらく幸せ・不幸せをもたらす普遍的な7つの要因を特定し、はたらく幸せ・不幸せをもたらす要因を自分がどの程度持っているかを計測することができる新たな診断ツールを開発されたとのことです。このような研究結果を参考に、御自身のはたらく幸せについて見つめ直すきっかけにしてはいかがでしょうか。

※「はたらく人の幸福学プロジェクト」成果（慶應義塾大学前野研究室とパーソル総合研究所／2020年7月）

<https://rc.persol-group.co.jp/news/202007150001.html>

---

このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。  
このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html>

バックナンバーはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>



内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから  
<http://www.cao.go.jp/wlb/>